

4 図書閲覧規定

- 1 閲覧者は原則として本校生徒、職員とする。
- 2 開館について
 - (1) 原則として授業日に開館する。ただし、臨時休館日及び長期休暇中の開館日はその都度掲示する。
 - (2) 開館時間は、8時10分より16時50分までとする。
- 3 貸出・返却について
 - (1) 貸出・返却は開館時間内に行い、期間は2週間以内とする。
 - (2) 貸出冊数に制限は設けない。
 - (3) 貸出・返却の手続きは、職員又は図書委員が行う。
 - (4) 貸出図書及び資料の又貸しは禁止する。
 - (5) 所定の返却日までに返却しない者、その他規定に反する者は、以後の図書の貸出、又は閲覧を禁止することがある。
 - (6) 貸出図書を紛失、又は破損した者は、現物により弁償するものとする。
 - (7) 貸出禁止図書は館内での閲覧のみとする。
- 4 注意事項
 - (1) 館内では静粛にする。又、携帯電話の通話は禁止する。
 - (2) 所持品は図書館入口前の所定の位置に置く。但し、貴重品は持参して入館する。
 - (3) 館内での飲食を禁止する。
 - (4) 退館するときは椅子の整頓をする。
 - (5) 図書は丁寧に扱い、読後は元の位置に返す。